

議案第 67 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

渋川市長 高木 勉

専 決 処 分 書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の
とおり専決処分する。

令和4年3月31日

渋川市長 高木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成18年渋川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第26条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則第8項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>650,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>650,000円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>200,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>200,000円</u> とする。 4 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>630,000円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>190,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>190,000円</u> とする。 4 (略)
(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>650,000円</u> を超える場合には、 <u>650,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>200,000円</u> を超える場合には、 <u>200,000円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>170,000円</u> を超える場合には、 <u>170,000円</u> ）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>630,000円</u> を超える場合には、 <u>630,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000円</u> を超える場合には、 <u>190,000円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>170,000円</u> を超える場合には、 <u>170,000円</u> ）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2 (略)
附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公	附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公

的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

令和4年度 課税限度額の引上げによる影響について

【課税限度額の引上げ】

令和3年度 医療：630,000円、支援：190,000円、介護：170,000円=合計 990,000円

令和4年度 医療：650,000円、支援：200,000円、介護：170,000円=合計 1,020,000円

	医療分		支援分		介護分		合計：円
	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	
改正前	125	63,425,466	189	27,130,193	58	7,292,456	97,848,115
改正後	118	61,008,023	167	25,332,838	58	7,292,456	93,633,317
影響額	7	2,417,443	22	1,797,355	0	0	4,214,798

※ 影響額の内訳：医療分 2万円増税：118世帯/2,360,000円 2万円以下の増税：7世帯/ 57,443円 合計2,417,443円

支援分 1万円増税：167世帯/1,670,000円 1万円以下の増税：22世帯/127,355円 合計1,797,355円

課税限度額の引上げにより国保税調定額は、4,214,798円の増加となる。

※令和4年3月末時点のデータにより試算（所得額及び被保険者数については、増減なしで試算）